

瀬戸内の海へ 散骨したいと思っておられる方へ・・・



散骨シーウインドは

故人様・ご遺族様の想いを

大切に尊重した散骨の実現を目指しております。

散骨シーウインド

問合せ先 TEL 090-8282-6531

Mail egldtea4521@yahoo.co.jp

FAX番号 089-953-2434

※はじめに

従来は「死後先祖のお墓に入るもの」という観念が一般的でしたが、長い時代の変遷と共に「死後は海に散骨してほしい」という選択肢が認められ、瀬戸内での散骨を希望される方が増えております。

しかし、いざ、散骨をするとすると、散骨の詳しい情報が取得できず、不安に思っている方も多くいらっしゃるのではないのでしょうか。

そこで、散骨を希望される方々のために、安心して瀬戸内での散骨を実施していただけるようパンフレットを作成しました。



※散骨は違法ではありません。

現在、遺体の埋葬に関する規制については、「墓地埋葬法」（ぼちまいそうほう）で定められており、自宅の庭など墓地でない場所への埋葬が禁止されています。

しかし、散骨は、「節度をもっておこなえば、法的には問題ない」というのが、現在の統一された見解となっています。

以前は、刑法 190 条「遺骨遺棄罪」（いこついきざい）にあたるのではないかと危惧されていましたが、法務省は「葬送のためのひとつとして、節度を持っておこなわれる限り「遺骨遺棄罪」には当たらない」との見解を表明しています。

また、厚生省（当時）も「墓地埋葬法」は、もともと土葬を対象としており、遺灰を海や山にまく葬法は想定しておらず、対象外であり、自然葬を禁じた規定ではない」と表明しています。

したがって、散骨は、「死者を弔うための一つとして、周囲の方々に十分な配慮をしつつ、相当の節度をもっておこなうならば違法ではない」という法の解釈が定着化しています。

※散骨は、ルール・マナーがあります。

散骨が、違法ではないとお分かりいただけたと思いますが、だからと言って、海に関係しておられる方々に迷惑をかけたり、自然を破壊したり、お客様の安全を守れないような散骨を行っては決してならないと考えています。

当社は、次のルールやマナーを遵守し、節度ある健全な散骨を目指しております。

(私共のルールとマナー)

- ・故人様、ご遺族様、周囲の方々の想いに十分配慮し、実施場所や方法を決定すること。
- ・海岸近く、漁場、海上交通路などの海域を避けて散骨すること。
- ・ご遺骨は、細かく粉砕し粉末状にして散骨すること。
- ・散骨に参加する際は、周囲の人々に配慮し、喪服着用は避けること。

(お客様に守っていただくルールとマナー)

- ・散骨するご遺骨は、細かく粉砕してご持参いただくこと。
- ・環境に配慮し、献花など自然に還るもののみ、海に撒いていただくこと。
- ・周囲の方々に配慮し、喪服着用を避け、普段着で参加いただくこと。

(使用する船について)

- ・全長8メートルの小型船舶で、大人8名まで乗船いただけます。(乗務員4名除く)
- ・国土交通省への届け、海上保険加入済みです。
- ・その他、不明な点がございましたら、お気軽にメール・電話でお問い合わせください。

★詳細について

| | | |
|------------|---------------------|--------------------------------|
| 基本料金 (散骨) | 15万円 (税込) | 船舶チャーター・セレモニー料 献花・散骨証明書等を含む |
| オプション (粉骨) | 1体30,000円 (税込) | 粉骨していただくことが必須条件 |
| 乗 船 人 数 | 大人8名まで可能 | |
| 出 港 日 程 | 金・土・日・月 の4日間 | 悪天候に備え、予備日の設定をお勧めします。 |
| 出 港 時 刻 | ご希望に合わせます。 | 午前9時～午後4時まで |
| 所 要 時 間 | 1時間～1時間半ほど | ご都合に合わせる事が可能です。 |
| 集合・出港場所 | 島マリン和気ヨット・ボートハーバー | 10台分の駐車場があります。 |
| 散 骨 場 所 | 松山沖周辺 | |
| お支払い方法 | 指定銀行振込み | 振込み料金は自己負担でお願いします。 |